

第8回野川地区住居表示検討委員会

次 第

日時 平成30年4月19日（木）18:00～

場所 野川会館

1 挨拶 手塚委員長

鈴木 戸籍住民サービス課長

2 議題

- (1) 第7回検討委員会（平成29年10月17日）の確認事項
- (2) 住居表示実施に伴う実態調査のお知らせ（案）について
- (3) 住居表示実施スケジュールについて
- (4) 市民からの意見について
- (5) その他

・平成31年度野川住居表示実施地区について

・次回検討委員会の開催について

日時：平成30年7月上旬予定

会場：野川会館

議題：2期以降の住居表示実施地区について

【配付資料】

資料1 第7回野川地区住居表示検討委員会摘録

資料2-1 住居表示実施に伴う実態調査のお知らせの配布等について

資料2-2 「野川地区の住居表示実施について」のお知らせ（案）

資料2-3 「野川地区の住居表示実施について」のお知らせ（案）掲示用

資料3 野川地区住居表示実施予定スケジュール(案)

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

担当 吉田、萩本、平山、山岸

電話 (044) 200-2736

第 7 回野川地区住居表示検討委員会摘録

日 時：平成 29 年 10 月 17 日（火） 18：00～

場 所：野川会館

出席者：野川地区住居表示検討委員

戸籍住民サービス課 鈴木課長、吉田係長、平田、山岸

【議題（1）】 第 6 回検討委員会（平成 29 年 5 月 24 日開催）の確認事項

○事務局より配布資料に基づき確認事項について説明し、「第 6 回野川地区住居表示検討委員会摘録」をホームページに掲載することで了承された。

【議題（2）】 平成 30 年度実施地区について

○第 6 回検討委員会にて、事務局に一任された平成 30 年度実施地区について、配布資料に基づき選定理由を説明し、第 3 京浜道路の東側の地区を（北野川、東野川 1・2 丁目、野川本町 3 丁目）平成 30 年度の実施地区とすることを提案し、承認された。

【議題（3）】 新町界・新町名（案）の承認・報告書について

○事前に各検討委員へ依頼していた、新町界・新町名（案）の承認・報告書の記載について説明の予定。会が開催する前に、各委員から提出があったため、議題（3）を割愛。

【議題（4）】 今後の日程について

○事務局より配布資料に基づき、今後の住居表示実施スケジュールについて説明し、確認された。
次回検討委員会は、平成 30 年 4 月頃に野川会館での開催を予定する。日時については、手塚委員長と調整し、決定次第、各委員に通知することで了承された。

【議題（５）】その他

- 事務局より野川地区住居表示に関する町内会への問合せがないか確認した。
- 検討委員から、実施は平成30年か30年度内かという質問に対し、事務局より「現在、平成30年10月の実施に向けて調整を行っている」と回答した。
- 検討委員から住居表示のお知らせ用はがきの不足した時の対応について質問があり、事務局が郵便局に問い合わせるように案内をした。
- 検討委員から小型町名表示版と住居表示板の色を青色ではなく緑色にしたいと要望があり、事務局が確認の上、後日回答するということで了承された。
- 検討委員から実施地区の個人名がわかる住居表示旧新対照表の配布について質問があり、事務局が「個人情報の兼ね合いから、個人名入りの書類を配布することは難しい。その都度、必要な方の名前と住所を事務局に問い合わせいただければ回答する」ということで了承された。

住居表示実施に伴う実態調査のお知らせの配布等について

1 野川地区1期住居表示の周知について

平成30年5月7日から実施する実態調査について、実施地区内の住民や事業所の方々へ周知していただくため全世帯、全事業所にお知らせの配布及び掲示板等への掲示を行います。

2 周知方法について

(1) 各戸への配布 (橙紙・A3両面刷 資料2-2参照)

事務局がお知らせの配布業務を業者に委託し、平成30年4月中に実施地区内の全世帯・全事業所へ配布を行います。

(2) 地元掲示板等への掲示

(橙紙・A4片面刷2枚1組・ラミネート加工 資料2-3参照)

各町内会・自治会により、事務局が作製したお知らせを地元の掲示板等へ掲示を行っていただきますようお願いいたします。

～前回のお知らせお届け部数一覧表～

町内会・自治会	お届け部数
野川町内会	34
野川台自治会	25
県営野川南台団地自治会	8
野川西団地自治会	11
野川東住宅自治会	5
野川中耕地自治会	2

※お知らせのお届け日は後日御連絡いたします。

(3) 川崎市ホームページへの掲載 (PDFファイル 資料2-2参照)

事務局が本市ホームページの「高津区・宮前区野川地区住居表示検討委員会」において、お知らせの掲載を行います。

野川地区(1期)の区域にお住まいの皆様へ



平成30年11月5日(月)に北野川、東野川1・2丁目 及び野川本町3丁目地区の住居表示を実施しますので、 実態調査に御協力ください!

平成30年4月

各 位

野川地区住居表示検討委員会
委員長 手塚文雄

「野川地区(1期)の住居表示実施について」のお知らせ

新緑の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、野川地区にお住まいの皆様のご住所は、現在、土地の地番で表しているため、住所が錯綜し、わかりにくくなっています。

住居表示は、街区符号と住居番号を用いて建物に順序よく番号を付け、住所をわかりやすく表示することで、住民の皆様のご日常生活の利便性を向上させるとともに、公共の福祉の増進を図ることを目的として行う制度です。

平成30年11月5日(月)に北野川、東野川1丁目、東野川2丁目及び野川本町3丁目の住居表示を実施します。なお、平成31年度の住居表示の実施につきましては、決まり次第お知らせいたします。

実施に伴い、平成30年5月中旬から野川地区(1期)の区域内にお住まいになっている方や法人などの実態調査(調査方法は、2ページに記載しています。)を行いますので、御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、住居表示実施に伴う住所変更の手続きについては、必要事項を3ページ下段に記載しておりますので、御覧ください。

また、会社などで使用します新住所の封筒・ゴム印等については、会社などの御負担で作製していただく必要がありますので、予めお知らせいたします。

野川地区(1期)の住居表示実施予定

平成30年	5月	7日～	実態調査開始
	10月	5日～	住居番号決定通知書・資料配布(各戸配布)
	11月	5日	住居表示実施日

<問合せ先>

事務局 川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

電話 044(200)2736

4ページに実施区域図があります。

実態調査に御協力ください!

☆ 調査対象者

住居表示実施地区にお住まいの全ての方や事業所等のある全ての法人等が調査対象となります。

※実施地区に住民登録をしていない方や法人登記をされていない事業所等も調査対象となります。

☆ 調査内容

①居住者、事業所等の調査

住居表示の実施後に、皆様が各種の住所変更手続きをしていただく際に必要となる「通知書」及び「住居の表示の変更証明書」(住所の表し方が変わったことを証明するものです)を発行するために、次のような調査を行います。

・住居表示実施地区にお住まいの方

住民登録されている住所と氏名について、表札等で確認します。確認できない場合、直接お尋ねすることもあります。住民登録をしていない方については、住所、氏名、家族構成等をお尋ねいたします。

・住居表示実施地区に事業所等がある法人等

法人登記簿に記載されている住所と事業所名について、表札等で確認します。確認できない場合、直接お尋ねすることもあります。法人登記されていない事業所等については、住所、事業所名を直接お尋ねいたします。

・共同住宅

マンション・アパート等のオーナー及び建物所有者について、直接お尋ねすることもあります。

※調査員がお伺いした際、御不在だった場合には、お知らせを郵便受け等に入れさせていただきますので、お手数ですが御連絡ください。なお、御連絡がなく、調査ができませんと、「通知書」「住居の表示の変更証明書」の発行や住民票等の住所欄の変更等ができない場合がありますので、早急に御連絡くださるようお願いいたします。

②建物・道路の調査

建物に住居番号を付け、市で管理する住居表示台帳を整備するために、建物の主要な出入口の位置、新築及び増改築等が行われた建物の位置や形状等の調査を行います。

☆ 調査員

川崎市が委託契約をした株式会社カワコンが調査を行いますので、皆様方のお宅にお伺いいたしましたら、御協力の程よろしくようお願いいたします。

調査員は、「川崎市」の腕章を付け、「身分証明書」を携帯しております。

☆ 個人情報について

住居表示の実施にあたり、次の関係行政機関並びに主な事業者、住居の表示について正確かつ最新の内容とするための情報提供(世帯主氏名、新・旧住所)をさせていただきます。

(日本郵便株式会社(郵便物関係)、上下水道局 など)

※詳しくは、実施日の約1ヶ月前に配布する「住居表示のしおり」を参照してください。

住所はこうなります！

住居表示を実施すると、住所の表し方は従来のように地番を用いずに、以下に記した決め方により決定した「街区符号」と「住居番号」を用いて表します。

【旧住所】 川崎市 高津区 野川〇〇〇〇番地〇

【新住所】 川崎市 高津区 東野川1丁目 〇番 〇号

新町名

街区符号

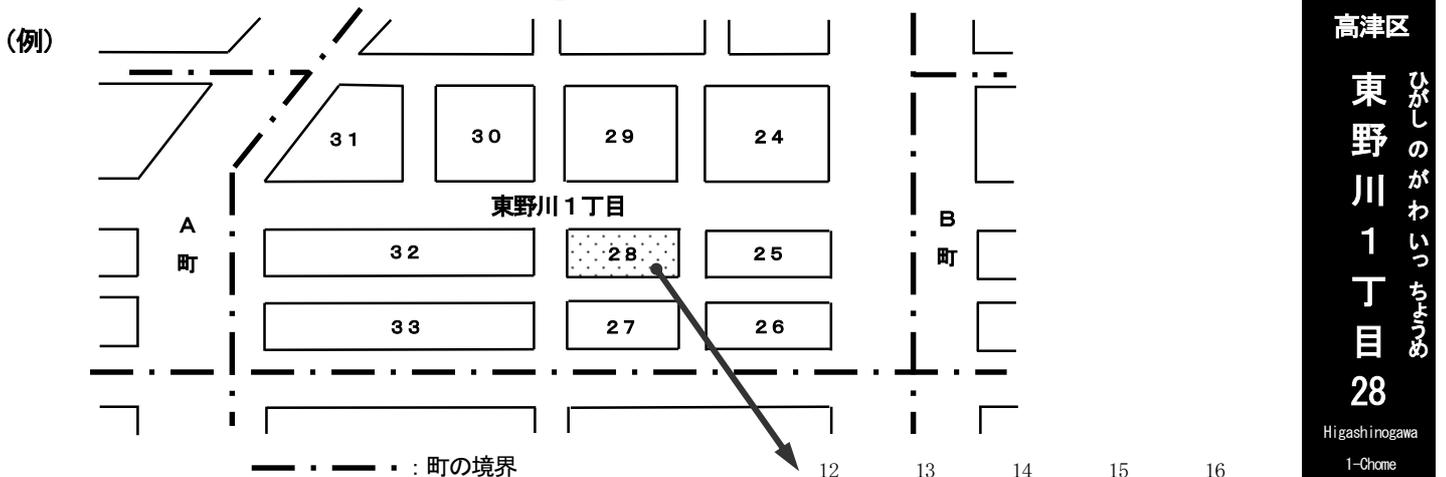
住居番号

住所はこう決めます！

☆町をいくつかの区画に分ける

町の中を道路や水路などで、いくつかの区画（街区）に分け、順序よく番号（街区符号）を付けます。また、街区の角に「街区表示板」を取り付けます。

(例) 街区表示板

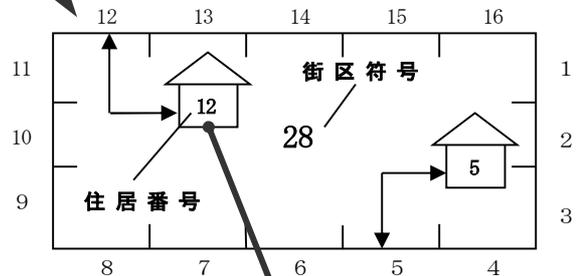


☆住居番号を付ける

原則として、街区の周囲を一定の間隔で区切り、順番に基礎番号を付けます。

住居番号は、建物の出入口がどの基礎番号のところにあるかによって決まります。

玄関や門柱などの見やすいところに、「小型町名表示板」と「住居番号表示板」を取り付けていただきます。



(例) 小型町名表示板

住居番号表示板

高津区
東野川
1丁目

28-12

住所変更の手続きについて

※詳しい内容については、実施日の約1ヶ月前に各戸配布する「住居表示のしおり」に掲載します。

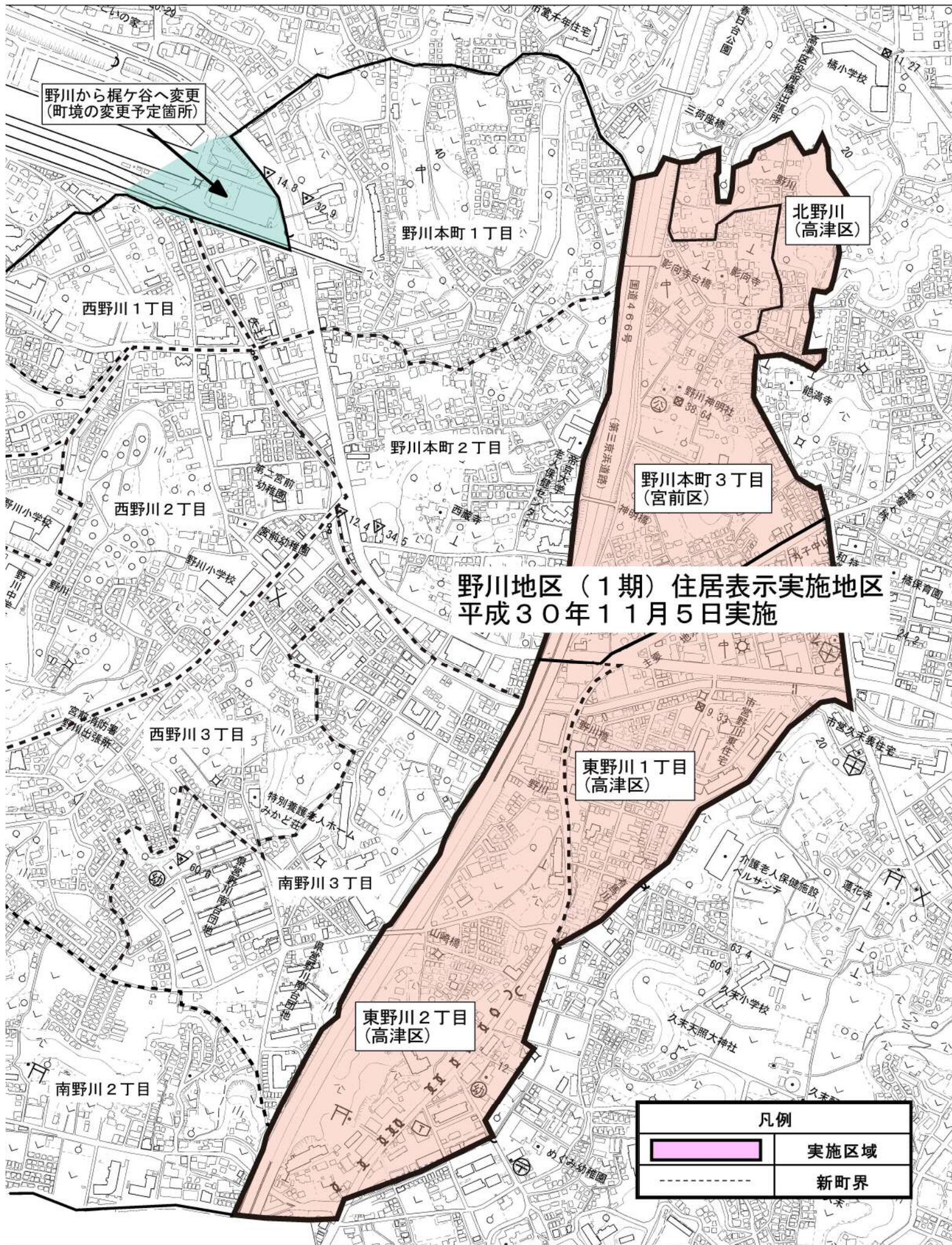
☆手続きする必要がないもの

区役所等の官公署で保管している住民基本台帳(住民票)、印鑑登録原票(印鑑証明書)、戸籍、土地・建物登記簿の表題部などは各官公署で住所変更をしますので、個人で手続きする必要はありません。

☆手続きする必要があるもの

運転免許証、土地・建物の不動産登記物件の所有者、法人登記のある法人の所在地・役員の住所、各種許可証、免許証、資格等及び勤務先、学校、金融関係、生命保険会社、携帯電話などの住所変更については、個人で手続きする必要があります。

野川地区（1期）住居表示実施予定図



野川地区の住居表示実施についてのお知らせ

(案)

平成30年11月5日(月)に北野川、東野川1・2丁目及び野川本町3丁目の住居表示を実施しますので、実態調査に御協力ください!

平成30年4月

各 位

 野川地区住居表示検討委員会
 委員長 手塚 文雄

「野川地区の住居表示実施について」のお知らせ

新緑の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、野川地区にお住まいの皆様は、現在、土地の地番で表しているため、住所が錯綜し、わかりにくくなっています。住居表示は、街区符号と住居番号を用いて建物に順序よく番号を付け、住所をわかりやすく表示することで、住民の皆様の日常生活の利便性を向上させるとともに、公共の福祉の増進を図ることを目的として行う制度です。

平成30年11月5日(月)に北野川、東野川1丁目、東野川2丁目及び野川本町3丁目の住居表示を実施します。

なお、平成31年度の住居表示の実施につきましては、決まり次第お知らせいたします。

実施に伴い、平成30年5月7日から野川地区(1期)の区域内にお住まいになっている方や法人などの実態調査を行いますので、御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

野川地区(1期)の住居表示実施予定

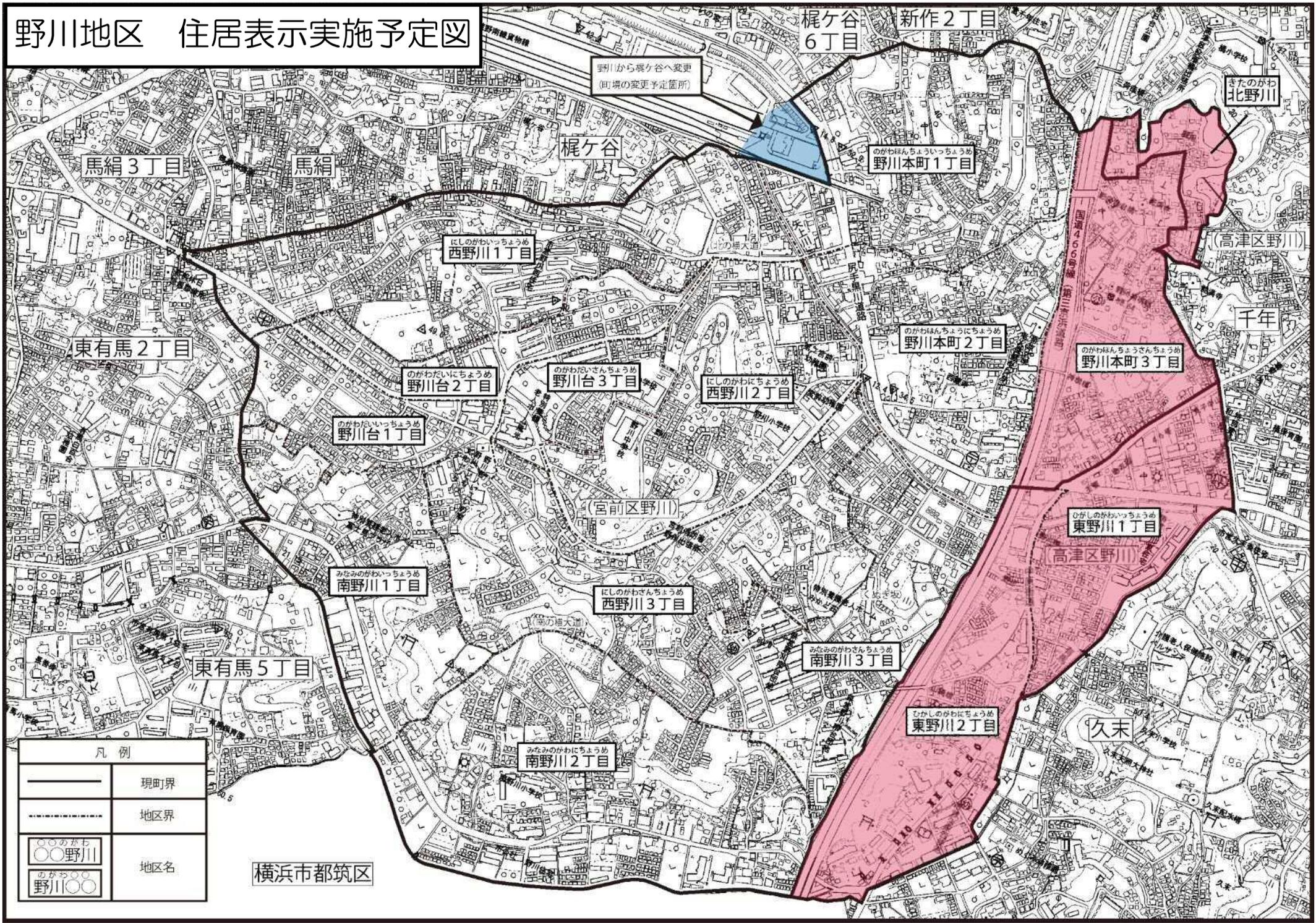
平成30年	5月	7日～	実態調査開始
	10月	5日～	住居番号決定通知書・資料配布(各戸配布)
	11月	5日	住居表示実施日

<問合せ先>

事務局 川崎市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

電話 044(200)2736

野川地区 住居表示実施予定図



野川から梶ヶ谷へ変更
(町境の変更予定箇所)

凡例	
	現町界
	地区界
	地区名
	地区名

横浜市都筑区

野川地区住居表示実施予定スケジュール(案)

平成30年4月

平成30年度実施(野川地区1期)・・・北野川、東野川1丁目、東野川2丁目、野川本町3丁目

年	月	事務手続き	法的手続き
平成29年度	3月		<ul style="list-style-type: none"> ●町区域の設定について議決 (地方自治法第260条第1項) ●実施区域及び方法の議決 (住居表示に関する法律第3条第1項)
平成30年度	4月	◎委託業者(住居表示実施等委託業務)の契約 ●第8回検討委員会(19日) ・実施に伴う実態調査について ・実施スケジュールについて ○住居表示実施の「お知らせ」配布開始 <委託業者により全戸配布、町内会回覧・掲示>	
	5月	◎実施地区における実態調査開始(7日～)	
	7月	●第9回検討委員会 ・2期以降の実施地区について	
	9月	●第10回検討委員会 ・通知書等配布資料の事前説明 ・実施に伴う手続説明会の開催について	
	10月	○通知書等関係資料配布 <委託業者により全戸配布> ○実施に伴う手続説明会開催 (27日 野川小学校)	<ul style="list-style-type: none"> ●住居表示実施の告示(法第3条第3項) ・関係人への通知 ・関係行政機関への通知 ・県知事への報告 ●町区域の設定についての告示 (同法及び地方自治法第260条第2項)
	11月	☆住居表示実施(5日) ○住居表示街区表示板取付け開始	<ul style="list-style-type: none"> ●案の告示手続(住居表示に関する法律第5条の2) ※12月～1月にかけて告示を予定
	2月		<ul style="list-style-type: none"> ●町区域の設定の議案提出 ●実施区域及び方法の議案提出
	3月		<ul style="list-style-type: none"> ●町区域の設定について議決 (地方自治法第260条第1項) ●実施区域及び方法の議決 (住居表示に関する法律第3条第1項)
	4月	第11回検討委員会	